

平成29年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
「弁理士の業務の実態等に関する調査研究」

中間取りまとめ資料（案）

平成29年9月

目次

アンケート回答者属性

企業向けアンケート・弁理士向けアンケートの回答者属性	P 2
----------------------------------	-----

1. 標準化

1-1 企業	P 3
1-2 弁理士	P 7

2. データの取扱い

2-1 企業	P 10
2-2 弁理士	P 14

本調査研究の請負先：株式会社サンビジネス

アンケート回答者属性

企業向けアンケート・弁理士向けアンケートの回答者属性

回答企業の区分（合計689）

属性	回答数
日本知的財産協会の正会員企業	511
2017年度「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」の対象企業	75
特許庁発行「知的財産権活用企業事例集 2016」の対象企業	33
過去3年の間に特定侵害訴訟経験を有する中小企業	13
出願件数上位の企業	12
TLO	11
新市場創造型標準化制度の利用企業	8
「Japan Venture Awards 2016」、「Japan Venture Awards 2017」受賞企業	5
無記名	21
合計	689

回答弁理士の主たる事務所（合計905）

主たる事務所	回答数
特許業務法人	163
特許事務所	486
弁護士法人	9
法律事務所	18
企業その他の団体	208
無回答	21
合計	905

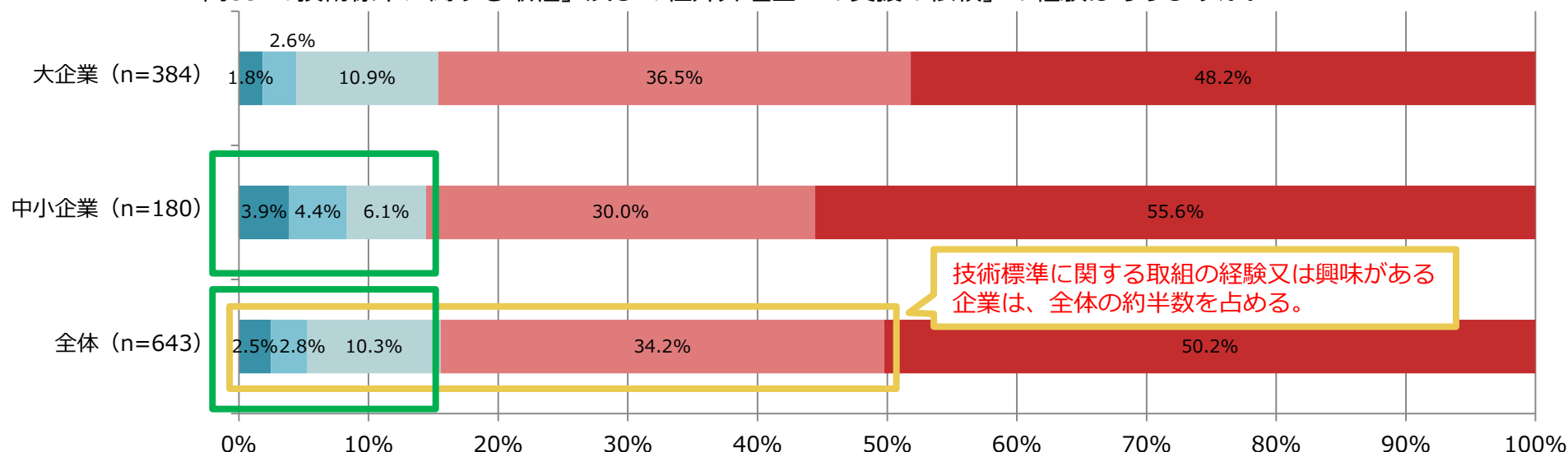
1-1 標準化（企業）

「技術標準に関する取組」や「社外弁理士への支援の依頼」の経験・ニーズ

- 技術標準に関する取組の経験がある企業の割合は約16%であり、これに技術標準に関する取組に興味があると回答した企業を加えると、全体の約半数に上る。中小企業もほぼ同様の傾向が見受けられる。
- 一方、「技術標準に関する取組の経験あり」と回答した企業のうち、社外弁理士に支援の依頼を行ったことがある企業は約16%あり、中小企業に限れば約27%に上る。

➤ 技術標準に関心がある企業は、中小企業も含めて十分に存在する。

問39 「技術標準に関する取組」及び「社外弁理士への支援の依頼」の経験はありますか。



技術標準に関する取組の経験又は興味がある企業は、全体の約半数を占める。

「技術標準に関する取組の経験あり」と回答した全企業のうち、「社外弁理士への支援の依頼経験あり」と回答したのは約16%。中小企業に限れば27%。

- 技術標準に関する取組の経験あり／社外の弁理士への支援の依頼経験あり
- 技術標準に関する取組の経験あり／社外の専門家への支援の依頼経験あり
- 技術標準に関する取組の経験あり／社外の専門家への支援の依頼経験なし
- 技術標準に関する取組の経験なし／技術標準に関する取組の興味はある
- 技術標準に関する取組の経験なし／技術標準に関する取組の興味もない

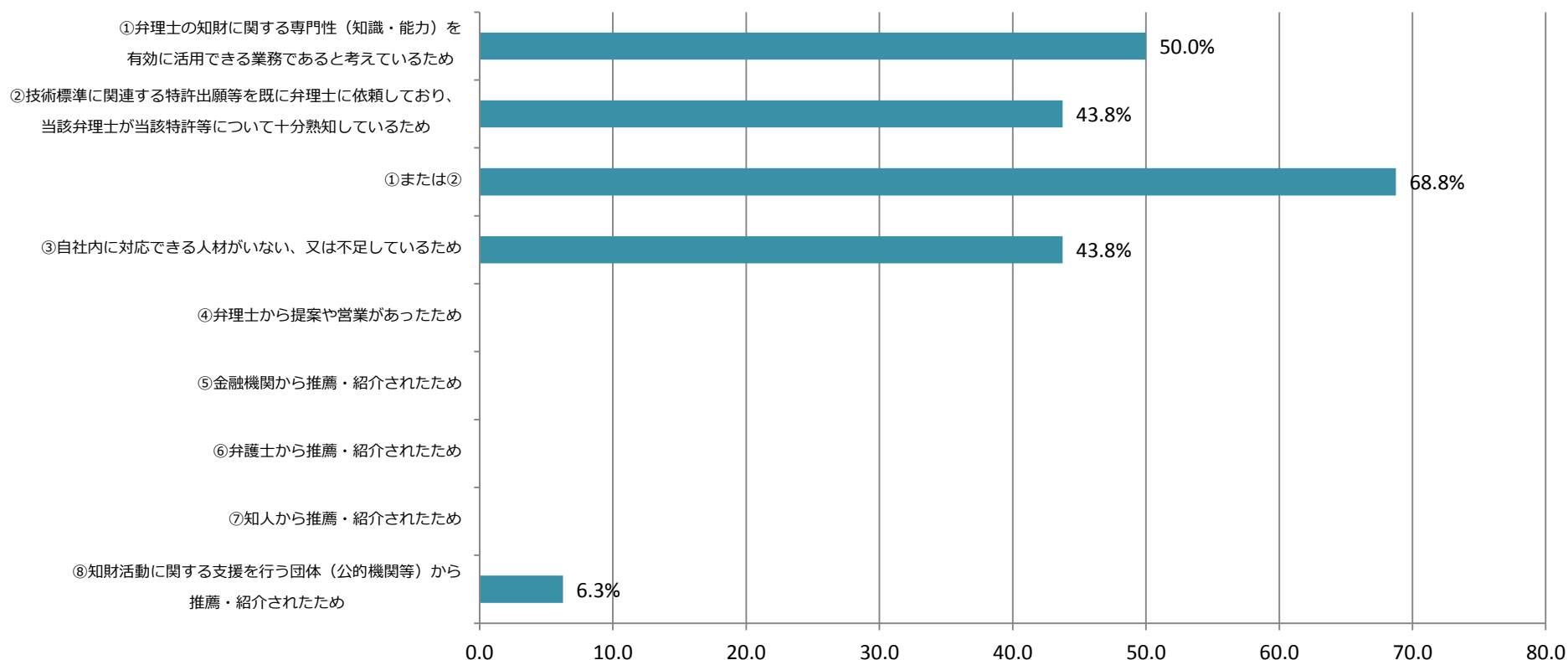
1-1 標準化（企業）

社外弁理士に支援を依頼する理由

- ①「弁理士の専門性」又は②「関連特許の出願依頼を通じた当該技術の熟知」いずれかの理由を挙げた企業は、約7割に上る。これらは、弁理士の特性に着目して依頼したと考えられる。（母数が少なく、統計的に有意とは言えない点に留意）

問40 社外弁理士に支援を依頼した理由は何ですか。（複数回答可）

(n = 16)

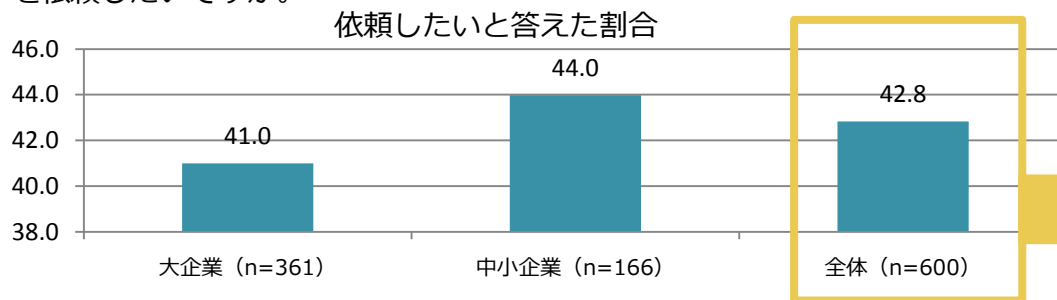


1-1 標準化（企業）

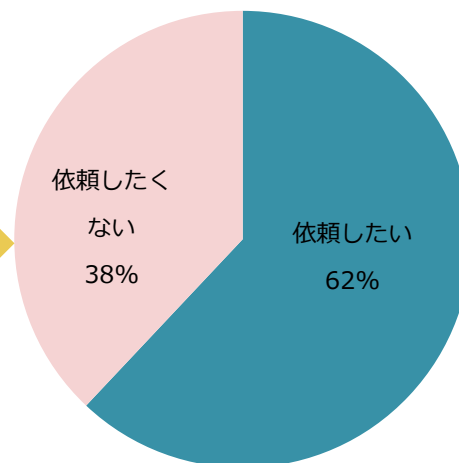
社外弁理士に対する標準関連業務のニーズ（能力担保後）

- 能力担保を条件とすると、今後社外弁理士に依頼したいとの回答は、約43%（中小企業に限れば約44%）に上る。標準化は未経験だが興味がある企業に限れば、今後社外弁理士に依頼したいと回答した企業は6割を超える。
 - 今後、社外弁理士に依頼したい理由として、「社内人材の不足」を挙げる割合が高い（約7割）。また、「弁理士の専門性」又は「関連特許の出願依頼を通じた当該技術の熟知」といった弁理士の特性に着目した理由を挙げる企業もそれぞれ約42%、約35%に上る。
- 標準関連業務の経験がない企業においても、中小企業を含めて、社外弁理士に当該業務を依頼する潜在的なニーズは高い。

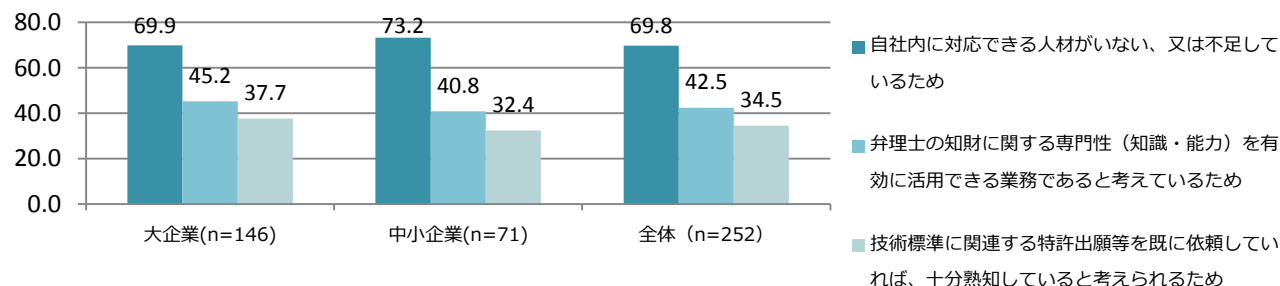
問45 標準関連業務の知識・能力が社外弁理士に担保された場合において、今後、貴社が技術標準に関する取組を行う際には、社外弁理士にその支援を依頼したいですか。



標準化未経験だが興味がある企業の場合（n=220）



問45 社外弁理士に支援を依頼したい理由は何ですか。（複数回答可）

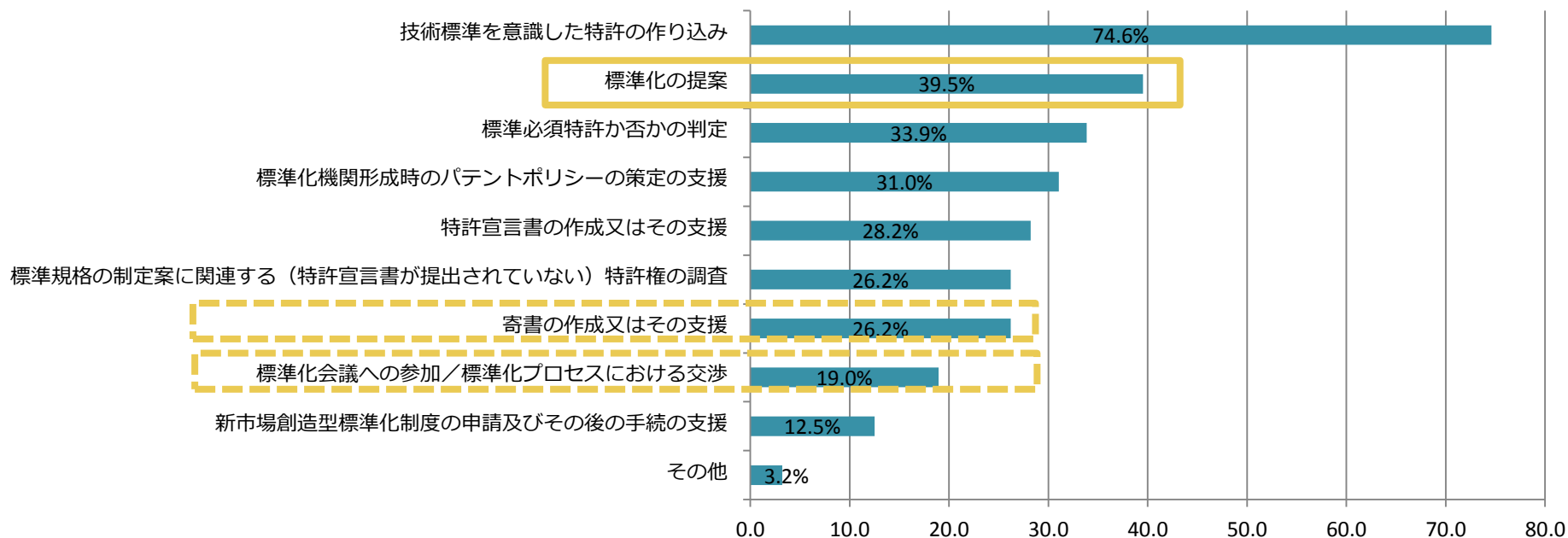


1-1 標準化（企業）

今後、社外弁理士に依頼したい標準関連業務

- 従来より弁理士が携わってきた特許に係る業務である「標準特許の作り込み」へのニーズが非常に高い（約75%）。次いで、「標準化の提案」に対する期待が高い（約40%）。その他弁理士に期待される標準関連業務は多岐に渡る。従来より弁理士が携わってきた特許に係る業務とは言えない「寄書の作成又はその支援」や「標準化会議への参加／標準化プロセスにおける交渉」に対するニーズも一定数存在。
- 弁理士へ期待される業務としては、「標準特許の作り込み」といった従来より弁理士が携わってきた特許に係る業務を筆頭に、標準化の提案（標準化の気付きを与えるとともに、特許やノウハウ等に鑑みてどこまで標準化するかといった標準化に係る戦略を提案すること）や、標準規格原案や寄書の作成又はその支援、標準化会議への参加・交渉の支援といったことも期待されている。

問46 今後、社外弁理士に依頼したいと考える標準化の業務の内容は何ですか。（n=248）（複数回答可）



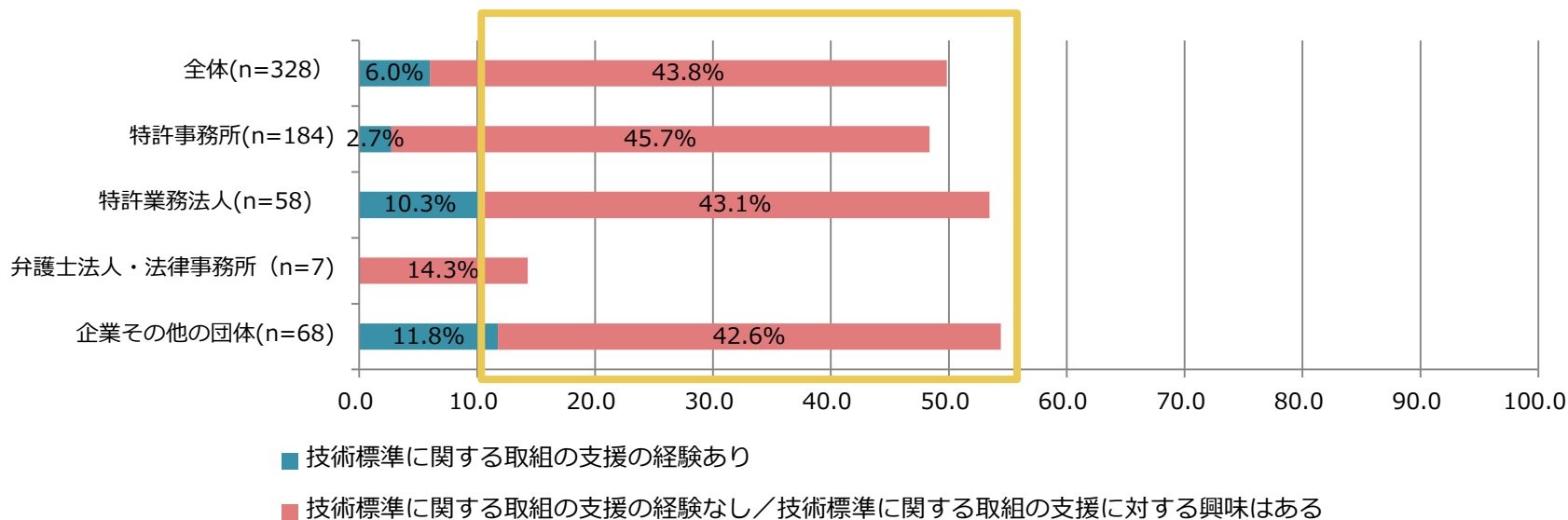
1-2 標準化（弁理士）

技術標準に関する取組の支援の経験・興味

- ・ 技術標準に関する取組の支援の経験がある弁理士の割合は約6%である。これに技術標準に関する取組の支援に対する興味があると回答した弁理士を加えると、全体の4割以上に上る。
- ・ なお、興味を示した弁理士の割合について、母数が少ない弁護士法人・法律事務所を除き、事務所形態（特許事務所、業務法人、企業等）で有意差はない。

➤ 技術標準に関する業務に関心がある弁理士は、基本的に事務所の形態に依らず、十分に存在している。

問6「技術標準に関する取組」の支援の経験

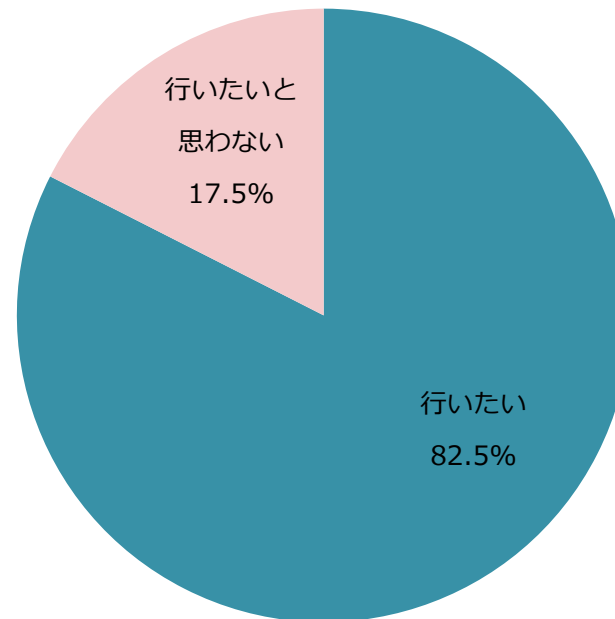


1-2 標準化（弁理士）

今後、技術標準に関する取組の支援の希望

- 技術標準に関する必要な知識・能力を取得した場合、8割以上の弁理士が技術標準に関する支援を望んでいる。

問10 技術標準に関する必要な知識・能力を取得した場合において、
今後、技術標準に関する取組の支援を行いたいと思いますか。(n=710)



1-2 標準化（弁理士）

今後、支援したいと考える標準関連業務

- ・ 技術標準に関する支援を望んでいる弁理士のうち、「標準を意識した特許の作り込み」を挙げた弁理士が8割超。
 - ・ 他方、約半数の弁理士において、「標準化の提案」を挙げている。「標準化会議参加・交渉」業務に対する意識も比較的高い（約3割）。
- 弁理士が支援したいと考える業務は、企業側のニーズ（スライド6）と概ね一致する。

	技術標準 を意識し た特許の 作り込み	標準化の 提案	標準必須 特許か否 かの判定	標準化機 関形成時 のパテ ントポリ シーの策 定の支援	標準化会 議への参 加／標準 化プロセ スにおけ る交渉	標準規格 の制定案 に関連す る（特許 宣言書が 提出され ていな い）特許 権の調査	寄書の作 成又はそ の支援	特許宣言 書の作成 又はその 支援	新市場創 造型標準 化制度の 申請及び その後の 手続の支 援	その他
全体（n=303）	81.5 %	46.5 %	37.6 %	31.0 %	30.4 %	22.8 %	21.5 %	20.1 %	18.5 %	2.6 %
特許業務法人（n=50）	86.0 %	48.0 %	56.0 %	34.0 %	26.0 %	26.0 %	32.0 %	26.0 %	18.0 %	0.0 %
特許事務所（n=151）	84.1 %	45.7 %	33.1 %	22.5 %	24.5 %	21.9 %	19.9 %	14.6 %	19.9 %	2.6 %
法律事務所・弁護士法人（n=11）	63.6 %	27.3 %	45.5 %	36.4 %	36.4 %	54.5 %	27.3 %	27.3 %	18.2 %	0.0 %
企業・その他団体（n=87）	77.0 %	49.4 %	34.5 %	42.5 %	41.4 %	19.5 %	17.2 %	25.3 %	14.9 %	3.4 %

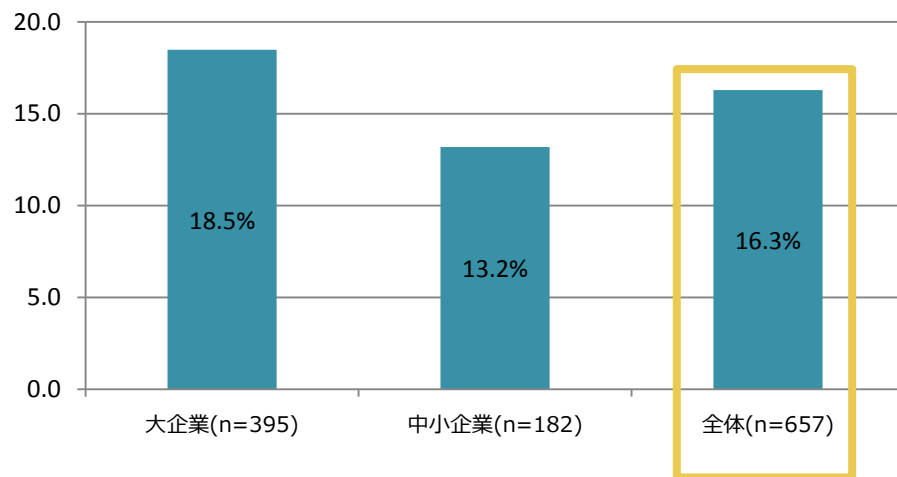
2-1 データの取扱い（企業）

「営業秘密」関連業務における社外弁理士のニーズ①

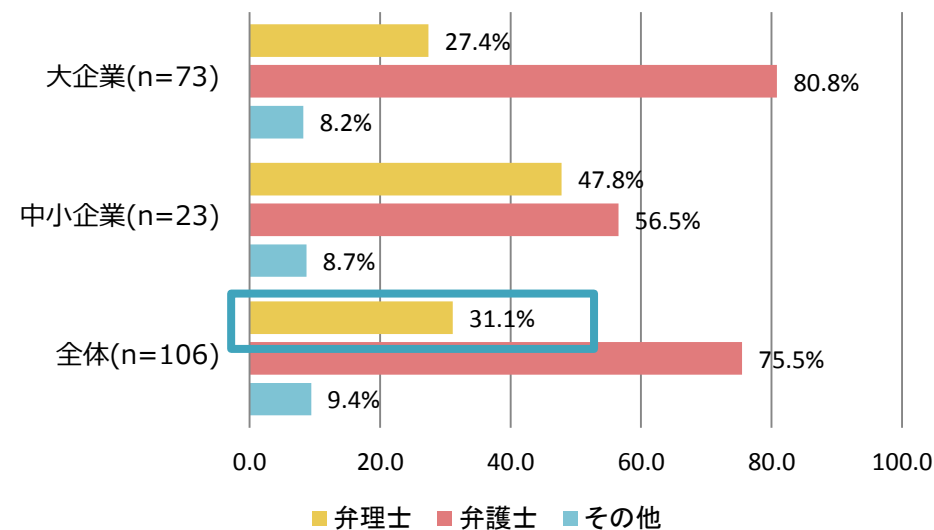
- 営業秘密に関する業務を、「社外専門家」に依頼しているケースは約16%。
 - そのうち、「社外専門家」の依頼先として、「社外弁理士」が選択されるケースは一定数（約3割）存在する。
- 営業秘密に関する業務の依頼先として、社外弁理士に対するニーズは比較的高い。

問51 「営業秘密としての保護」に関する業務を社外専門家に対して依頼した経験はありますか。

依頼の経験ありと答えた割合



問52 依頼した社外専門家はどの資格を保有していましたか。（複数回答可）



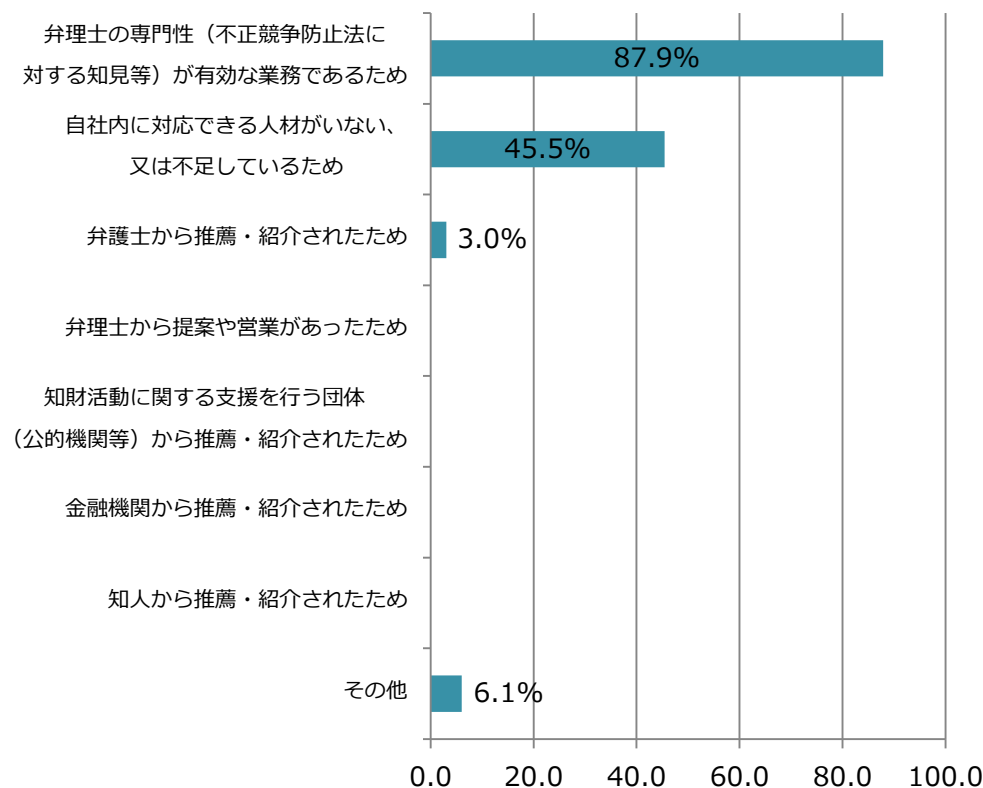
2-1 データの取扱い（企業）

「営業秘密」関連業務における社外弁理士のニーズ②

- 営業秘密に関する業務を「社外弁理士」に依頼した理由として、「弁理士の専門性」を挙げた企業は約9割に上り、「社内の人材不足」といった依頼先として弁理士に限らない理由に比べ、弁理士の特性に着目した理由で依頼した企業が圧倒的に多い。

➤ 営業秘密に関する業務について、社外弁理士の専門性に対する期待は高い。

問53 社外弁理士に依頼した理由は何ですか。（n=33）（複数回答可）

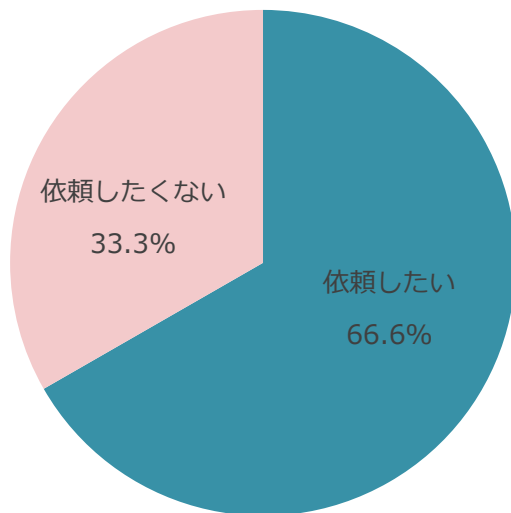


2-1 データの取扱い（企業）

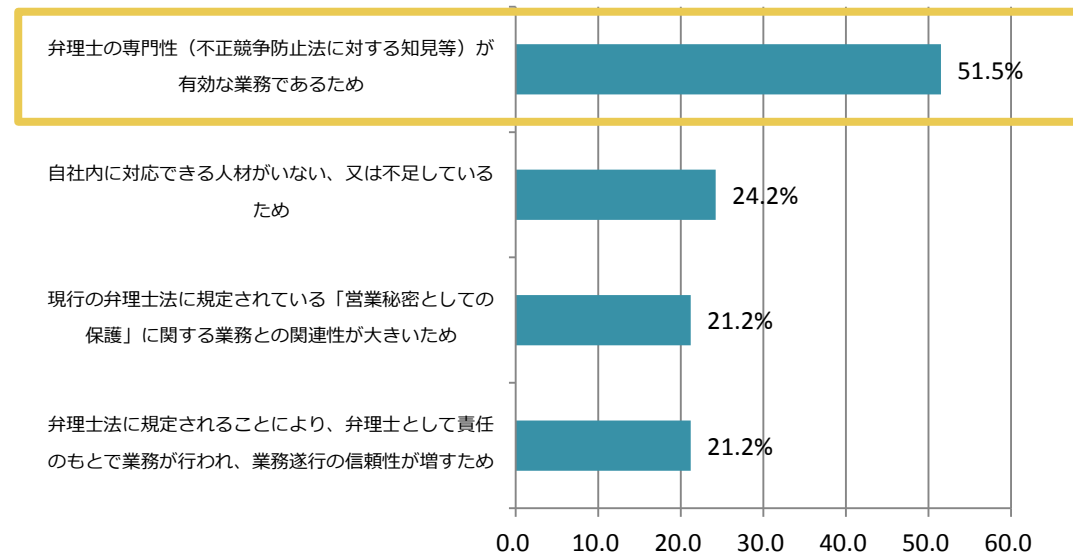
「データ」関連業務における社外弁理士のニーズ①

- 「営業秘密」関連業務を社外弁理士に依頼した経験のある企業のうち、今後「営業秘密に該当しないデータ」（以下「データ」という。）についても社外弁理士に依頼したいと考える企業は約7割存在する。
 - また、「営業秘密」関連業務を社外弁理士に依頼した経験のある企業のうち、今後「データ」についても社外弁理士に依頼したいと考える理由のトップは、「弁理士の専門性が有効な業務」（約52%）であり、「営業秘密」関連業務と同様である（前ページ）。
- 企業は、「営業秘密」関連業務と「データ」関連業務を親和的に捉えていると思われ、「データ」関連業務を社外弁理士に依頼する潜在的なニーズについても期待できる。

※「営業秘密」関連業務の『社外弁理士』への依頼経験のある企業（問52）のうち、今後、「データ」関連業務を社外弁理士に依頼したい企業（問63）（n=33）



※「営業秘密」関連業務の『社外弁理士』への依頼経験のある企業（問52）が、今後、「データ」関連業務を弁理士に依頼したい理由（問64）（n=33）

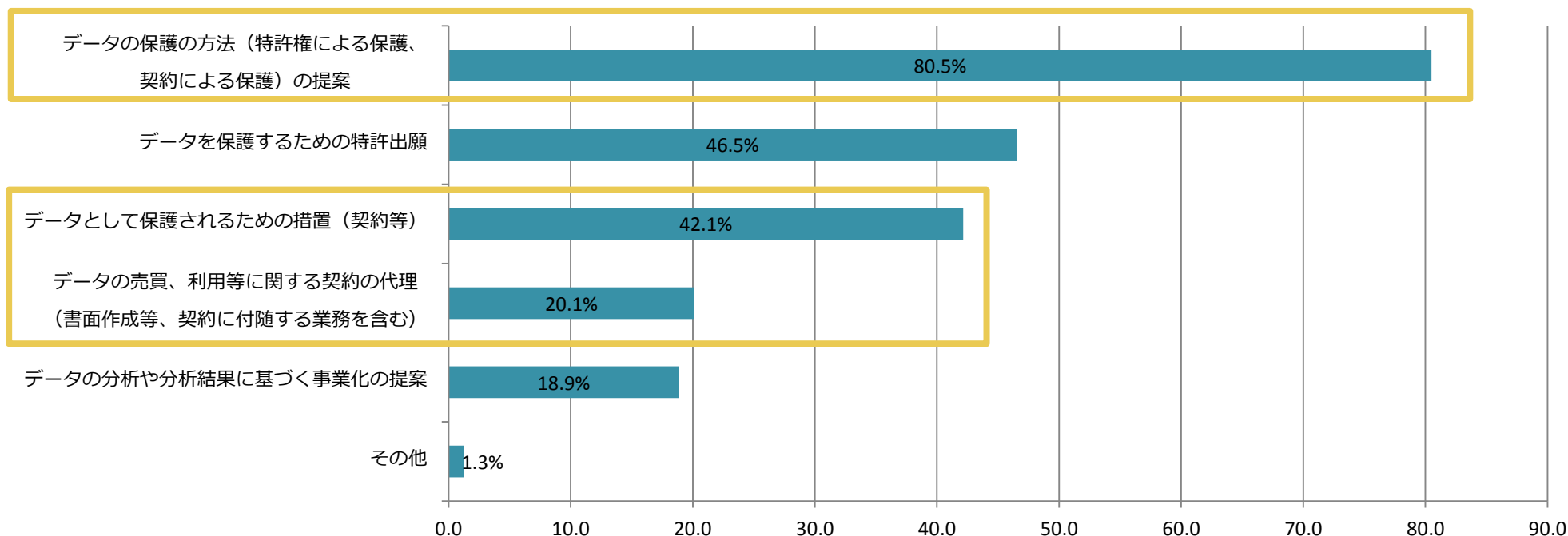


2-1 データの取扱い（企業）

「データ」関連業務における社外弁理士のニーズ②

- ・ 依頼したい「データ」関連業務の内容としては、「保護の提案」が最も多く、次いで弁理士の本来的業務である「特許出願」が多い。
- ・ 「保護されるための措置」及び「契約代理」についても、ニーズが一定数見受けられた。

問65 今後、社外弁理士に依頼したい業務の内容は何ですか。（n=159）（複数回答可）



2-2 データの取扱い（弁理士）

「営業秘密」関連業務と「データ」関連業務の実態①

- 事務所形態で比較した場合、「営業秘密」関連業務の経験は、企業内弁理士に多い傾向がある。法律事務所・弁護士法人所属の弁理士では、約56%である。

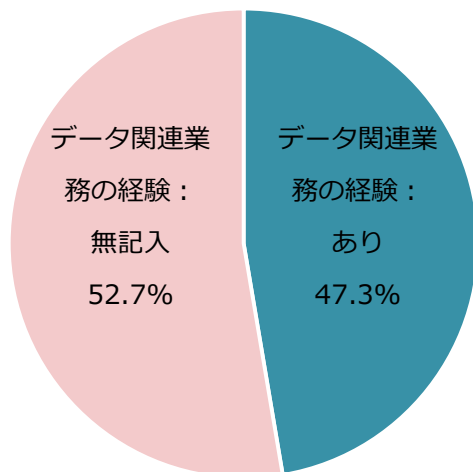
		合計	問17「営業秘密」に関する業務の経験	
			有	無
全体		557人 100.0%	245人 44.0%	312人 56.0%
事務所形態	特許事務所	296人 100.0%	109人 36.8%	187人 63.2%
	特許業務法人	93人 100.0%	30人 32.3%	63人 67.7%
	法律事務所・ 弁護士法人	16人 100.0%	9人 56.2%	7人 43.8%
	企業・その他の団体	138人 100.0%	88人 63.8%	50人 36.2%

2-2 データの取扱い（弁理士）

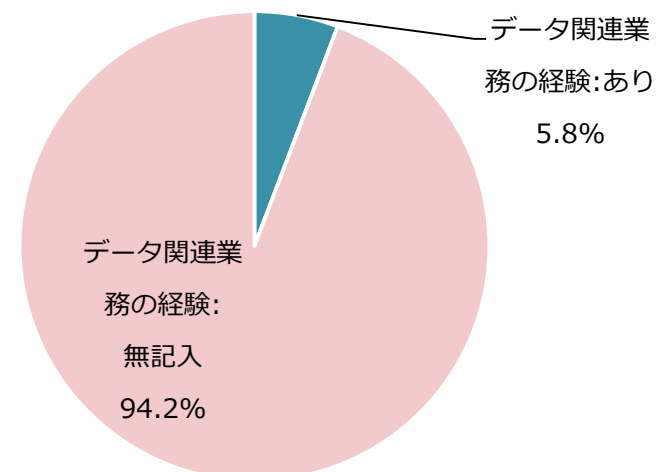
「営業秘密」関連業務と「データ」関連業務の実態②

- 「営業秘密」関連業務の経験のある弁理士は、「データ」関連業務の経験も比較的多い。
- 弁理士の業務の実態からすると、「営業秘密」関連業務と「データ」関連業務との親和性がうかがえる。

営業秘密の業務経験あり(n=169)



営業秘密の業務経験なし(n=312)



2-2 データの取扱い（弁理士）

今後、「データ」関連業務を行いたい理由

- 「営業秘密」関連業務の経験がある弁理士が、今後、「データ」関連業務を行いたいと考える理由として、「弁理士の専門性を有効活用できる」が最も多い（約54%）。「営業秘密」に加えて「データ」関連業務の経験もある弁理士の場合、「弁理士の専門性を有効活用できる」を理由に挙げた割合がさらに高い（約80%）。
 - 当該理由として、「データ」関連業務が「営業秘密」関連業務との関連性が大きいことを挙げる弁理士も、「営業秘密」関連業務の経験がある弁理士で約3割、「営業秘密」に加えて「データ」関連業務の経験もある弁理士で約4割に上る。
- 弁理士の実経験からの知見に基づけば、「データ」関連業務は、弁理士の専門性を有効に活用でき、また「営業秘密」関連業務との関連性が大きいと考えられ、既に弁理士の業務対象である「営業秘密」に加えて、「データ」に関しても今後の業務拡大が期待できる。

※営業秘密に関する業務の経験の有無と、「データの保護・利活用」の業務を経験した又は携わりたいと思う理由の関連

		「データの保護・利活用」の業務を経験した又は携わりたいと思う理由				
		弁理士の知財に関する専門性を有効に活用できる	新たな業務として期待できる	弁理士法の「営業秘密としての保護」との関連性が大きい	技術的な知識を活用できるため	その他
全体（n=557）		36.1%	22.8%	17.1%	13.5%	4.3%
営業秘密の業務経験	営業秘密に関する業務の経験あり（n=245）	54.3%	26.9%	29.0%	18.8%	8.2%
	内、さらにデータの業務の経験もあり（n=124）	79.8%	31.5%	39.5%	25.0%	13.7%
	営業秘密に関する業務の経験なし（n=312）	21.8%	19.6%	7.7%	9.3%	1.3%